

香川県報



第 43 号

平成 17 年

6 月 3 日（金曜日）

目次

告 示

（印は、県法規集掲載事項） ページ

○ 町及び字の区域に編入する旨の届出（二件）	（自治振興課）	一
○ 新たに生じた土地を確認した旨の届出（二件）	（ " " ）	二
○ 有害図書 の 指定	（青少年・男女共同参画課）	三
○ 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）	（ " " ）	四
○ 生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出（ " " ）	（ " " ）	五
○ 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（道路保全課）	六
○ 道路の供用開始（二件）	（ " " ）	七
○ 道路の位置指定	（建築課）	八
○ 香川県証紙の売りさばき人の指定	（会計課）	九
○ 落札者等の公示	（情報政策課）	一〇
○ 落札者等の公示	（ " " ）	一一
○ 一般競争入札の実施（三件）	（ " " ）	一二
○ 一般競争入札の実施（三件）	（ " " ）	一三
○ 土地改良事業の適否決定（二件）	（直島環境センター）	一四
○ 土地改良事業の認可（六件）	（ " " ）	一五
○ 土地改良事業の認可（六件）	（ " " ）	一六
○ 土地改良事業の同意（二件）	（ " " ）	一七
○ 土地改良区の役員 の 住所変更の届出	（ " " ）	一八
○ 土地改良区連合の定款変更認可	（ " " ）	一九
○ 土地改良区 の 解散認可	（ " " ）	二〇
○ 選挙管理委員会告示	（ " " ）	二一
○ 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべ	（ " " ）	二二

告 示

- き老人ホームの指定 一四
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 一四
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出 一四
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出 一五
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出 一五

香川県告示第三百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、東かがわ市長から届出があった。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	東かがわ市引田字川向
下 欄	東かがわ市引田字川向二七六八の八及び二七七三の二から二七七三の四まで、二七七四の一、二七七四の一四、二七七四の一五、二七七四の一七の筆界未定地の地先の公有水面埋立地

香川県告示第三百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、東かがわ市長から届出があった。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	東かがわ市松原字松西
下 欄	東かがわ市松原字松西一六八の二、一六八の三二、一六八の五四から一六八の五九まで、一六八の七四、

一六九の二、一六九の三、一六九の一〇、一六九の一四から一六九の一六まで、一六九の二三、一七〇の一、一七〇の二から一七〇の二四まで及び湊字水入一五九六の二、一五九六の五、一五九六の六の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第三百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、東かがわ市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、東かがわ市長から届出があった。
平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
東かがわ市松原字松西一六八の二、一六八の三、一六八の五四から一六八の五九まで、一六八の七四、一六九の二、一六九の三、一六九の一〇、一六九の一四から一六九の一六まで、一六九の二三、一七〇の一、一七〇の二から一七〇の二四まで及び湊字水入一五九六の二、一五九六の五、一五九六の六の地先の公有水面埋立地	一三、五三八・六八平方メートル

●香川県告示第三百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、東かがわ市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、東かがわ市長から届出があった。
平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
東かがわ市引田字川向二七六八の八及び二七七三の二から二七七三の四まで、二七七四の一、二七七四の一四、二七七四の一五、二七七四の一七の筆界	一七二・四三平方メートル

未定地の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第三百六十四号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
79	平成十七年五月十七日	雑誌	DOPE MAGAZINE ORIGINAL 6月号増刊(SUPREME-066)	04040-6	（株）ベストセラーズ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
80		雑誌	MenFreiBOMBER 6月号 (NUMBER-049)	08513-06	〃	
81		雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE Special 6月号 (NO-143)	14077-6	〃	
82		コミック誌	レディースコミック Manon 5月号	13773-05	（株）マガジン・マガジン	
83		雑誌	Celeb girls ウネーB組6月号増刊(VOL.018)	11804-06	〃	
84		コミック誌	PURE 月刊美少女裏DVD 4時間6月号増刊 (vol.1)	17658-6	曙出版(株)	
85		雑誌	安全・無料 個人情報一切漏らさずデジタルトリックを楽しむるドリル PC★STRINKE シリーズ09	61809-56	英知出版(株)	
86		雑誌	DVD BURST 6月号 (vol.6)	17483-06	（株）コアマガジン	
87	雑誌	Street ナンパ Don't6月号増刊	06778-06	（株）ナンパ出版		
88	雑誌	N P超ゲキッ号 6月号	01935-06	（株）白石書店		

89	コミック誌	ドキッ！	5月号 (Vol.103)	16677-5	(株)竹書房
90	”	COMIC ペンギンクラウン	5月号 (VOL.196)	17973-5	辰巳出版(株)
91	情報誌	オレソング通信	6月号 (No.281)	02189-6	(株)東京三世社
92	コミック誌	Men's YOUNG	6月号	08597-6	(株)双葉社
93	雑誌	美形ニューハーフDX	vol.16	68293-05	フイウエイ出版(株)
94	”	マイドさん☆パラダイス	MEDIAX MOOK270	68603-70	(株)メディアアックス
95	”	VENUS		68913-16	雄出版(株)
96	”	Cream Best of Best	(vol.4)	68449-55	フイリア出版(株)
97	”	カルビPOWER	6月号	02591-06	若生出版(株)

●香川県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、八、二二	有限会社介護支援センターさぬき	有限会社介護支援センターさぬき	訪問介護 居宅介護支援事業

平成一四、六、二〇	田西一二七二番地 四	田西一二七二番地 四	福祉用具貸与
平成一七、三、三一	丸亀市飯山町川原一〇二四番地の一〇 高木胃腸科内科医 院 丸亀市南条町四七番地	丸亀市飯山町上法 軍寺七八八番地の 一 高木 俊雄 丸亀市南条町四七番地	訪問看護

●香川県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成二六、一一、一	旭介護支援センタ 1 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	株式会社旭看護婦 家政婦紹介所 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	居宅介護支援事業
平成一七、四、一	社会福祉法人香南 町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	社会福祉法人香南 町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	福祉用具貸与

●香川県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、五、一	麻田総合病院 丸亀市津森町二二九番地	医療法人財団エム・アイ・ユウ 丸亀市津森町二二九番地	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、八、二三	有限会社介護支援センターさぬき さぬき市大川町富田西一三五番地一	有限会社介護支援センターさぬき さぬき市大川町富田西一二七二番地四	訪問介護 居宅介護支援事業
平成一四、六、二二	有限会社三好電機店 丸亀市飯山町上法軍寺七八八番地の一	有限会社三好電機店 丸亀市飯山町上法軍寺七八八番地の一	福祉用具貸与
平成一七、五、一五	有限会社萩交通サービス 三豊郡大野原町大字五郷井関二二六番地一	有限会社萩交通サービス 三豊郡大野原町大字五郷井関二二六番地一	訪問介護

●香川県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年六月三日から同年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一 道路の種類 県道（一般） 二 路線 名 綾南府中線（百八十四号） 三 道路の区域	一・二・〇 }	一四〇	平成十三年香川県告示第四十一号で変更した区域の一部
四 供用開始の期日 平成十七年六月三日			

●香川県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年六月三日から同年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線 名 香川坂出丸亀自転車道線（二百七十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市府中町三九八九番一地从ら 坂出市府中町三九九二番四地先まで	四・〇 四・〇	一四〇	平成十三年 香川県告示 第四十二号 で変更した 区域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年六月三日

●香川県告示第三百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 長土指道 第二号

二 指 定 年 月 日 平成十七年五月十九日

三 指 定 道 路 の 位 置 さぬき市志度字淵田尻二三九九一四、二四〇二一一、二四〇二一一二
及び二四〇二一一三

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・〇メートル

延長 二一・九七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百七十一号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 年 月 日

平成十七年五月二十三日

二 住 所

丸亀市大手町二丁目一番七号

三 氏 名

丸亀市身体障害者福祉連合協会

四 売りさばき場所

丸亀市大手町二丁目三番一号 丸亀市役所内

公 告

●香川県公告第三百三十二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調 達 件 名 及 び 数 量 給与システム機器一式

二 調 達 方 法 借 入 れ

三 落 札 日 平成十七年五月十二日

四 落 札 者 及 び 住 所 富士通リース株式会社代表取締役社長 佐藤農一 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

五 落 札 金 額 一、六六二、七〇〇円

六 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 手 続 指 名 競 争 入 札

七 指 名 競 争 入 札 の 公 示 日 平成十七年四月一日

八 担 当 課 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策情報政策課 電話番号〇八七―八三二―三二四一（システムグループ）

●香川県公告第三百三十三号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。
平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 税務オンラインシステム運用業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方法 随意

四 契約日 平成十七年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国営業本部 香川県高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

六 契約価格 六三、五四六、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部税務課 納税グループ 電話番号 〇八七―八三二―三〇六八

●香川県公告第三百三十四号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第百六十六条の規定により公告する。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 売払い件名及び予定数量 鉄メタル三百トン(二回に分けての売払いを予定)

2 売払い品の概要 「鉄メタル売却仕様書」(以下「売却仕様書」という。)による。

3 売払い期間 契約締結日から平成十八年三月三十一日まで

4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当す

る金額(一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額)を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 五に掲げる現場説明会に出席した者であること。

4 過去三年間(平成十四年六月三日から平成十七年六月二日までの間をいう。)において、同種又は類似物品の買取り実績があり、かつ、その三年間のうちのおおむね一年間については、月間の平均で二十トン程度以上の買取り実績がある者であること。

5 鉄メタルをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年六月二十日午後四時三十分までに四の2の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 契約内容を示す期間及び場所等(入札説明書及び売却仕様書の交付)

1 期間 平成十七年六月三日(金)から同月九日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで

2 場所 郵便番号七六一―三一一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター

五 現場説明会

1 日時 平成十七年六月九日(木) 午後二時

2 場所 四の2の場所

六 入札及び開札の日時及び場所等

1 日時 平成十七年六月二十八日(火) 午後二時

2 場所 四の2の場所

3 提出方法 持参によるものとする。

七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は、入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。

九 落札者の決定方法 この場合、入札又は開札の取消し、又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十 落札の無効

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

十一 落札者の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十二 契約書作成の要否 要

十三 入札保証金及び契約保証金

十四 入札説明書による。

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

十五 問い合わせ先 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七―八九二―二九八一

●香川県公告第三百三十五号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 売払い件名及び予定数量 銅メタル四百トン（二回に分けて売払いを予定）

2 売払い品の概要 「銅メタル売却仕様書」（以下「売却仕様書」という。）による。

3 売払い期間 契約締結日から平成十八年三月三十一日まで

4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 四に掲げる現場説明会に出席した者であること。

4 過去三年間（平成十四年六月三日から平成十七年六月二日までの間をいう。）において、同種又は類似物品の買取り実績があり、かつ、その三年間のうちのおおむね一年間については、月間の平均で三十トン程度以上の買取り実績がある者であること。

5 銅メタルをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年六月二十日午後四時三十分までに四の2の場所に提出しなければならない。入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができるものと認められた者に限り入札の対象とする。

四 契約内容を示す期間及び場所等(入札説明書及び売却仕様書の交付)

1 期間 平成十七年六月三日(金)から同月九日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで

2 場所 郵便番号七六一―三一一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター

五 現場説明会

1 日時 平成十七年六月九日(木) 午前十時

2 場所 四の2の場所

六 入札及び開札の日時及び場所等

1 日時 平成十七年六月二十八日(火) 午前十時

2 場所 四の2の場所

3 提出方法 持参によるものとする。

七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は、入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。

この場合、入札又は開札の取消し、又は延期による損害は、入札者の負担とする。

九 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札

を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

十 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十一 契約書作成の要否 要

十二 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十四 その他

詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

十五 問い合わせ先 郵便番号七六一―三一一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七―八九二―二九八一

●香川県公告第三百三十六号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十一年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 売払い件名及び予定数量 銅ブロック六トン

2 売払い品の概要 「銅ブロック売却仕様書」(以下「売却仕様書」という。)による。

3 売払い期間 契約締結日から平成十八年三月三十一日まで

4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 四に掲げる現場説明会に出席した者であること。

4 過去三年間（平成十四年六月三日から平成十七年六月二日までの間をいう。）において、同種又は類似物品の買取り実績がある者であること。

5 銅ブロックをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年六月二十日午後四時三十分までに四の2の場所に提出しなければならない。入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができることを認められた者に限り入札の対象とする。

四 契約内容を示す期間及び場所等（入札説明書及び売却仕様書の交付）

1 期間 平成十七年六月三日（金）から同月九日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

2 場所 郵便番号七六一―三一一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター

五 現場説明会

1 日時 平成十七年六月九日（木） 午前十一時

2 場所 四の2の場所

六 入札及び開札の日時及び場所等

1 日時 平成十七年六月二十八日（火） 午前十一時

2 場所 四の2の場所

3 提出方法 持参によるものとする。

七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は、入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。

九 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

十 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十一 契約書作成の要否 要

十二 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して

はならない。
十四 その他

詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

十五 問い合わせ先 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七―八九二―二九八一

●香川県公告第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月二十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年六月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名 観音寺市一ノ谷池 土地改良区	土地改良事業名 単独県費補助土地改良事業（さく井整備事業）江 藤道東地区	縦覧場所 観音寺市農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）吉岡 西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）宮本 地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉岡 東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）江藤 道西地区	〃

〃	観音寺市柞田土地 改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）井手 北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）中出 五号線地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）南新 開一号线地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）皿井 一号地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）深田 地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒瀨 地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）用地 地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）荒井 地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡野 地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）下 宗像地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）手石 場地区	〃	三野町建設課
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設補修事業） 汐木揚水機場地区	〃	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設補修事業） 瀬入池揚水機場地区	〃	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 池地区	荷
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 尾坂池地区	仁
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 田尾池地区	志

●香川県公告第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、三木町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業高木地区）を行うことについて平成十七年五月六日適当と決定した。
その関係書類を三木町産業振興課において平成十七年六月十日から同月三十日まで縦覧に供する。
平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十五日認可した。
平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上田井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長田地区

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 涌井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 城力地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大向下所地区

●香川県公告第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十五日認可した。
平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柳地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）真元地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）谷西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浜東二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）外新開地区

●香川県公告第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月二十日認可した。
平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
名頃上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）名頃上地区
新生下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新生下地区
吹佐古地区共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）吹佐古地区
岩竈地区共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）岩竈地区

●香川県公告第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月二十六日認可した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市糠山池土地改良区	単独県費補助土地改良事業谷本池地区
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業龍満池地区
木田郡庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業藤代一号池地区
〃	単独県費補助土地改良事業八池西地区
〃	単独県費補助土地改良事業つんぼ池地区

●香川県公告第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、高松市香西土地改良区が土地改良事業（団体営ため池整備事業（小規模・都市型）今池下池地区）を行うことについて平成十七年四月二十七日認可した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年五月二日認可した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
綾歌郡永富池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）永富地区
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）折居地区
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）折居・峠地区
北条池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）千疋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井手西地区
坂出市鎌田池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）奥谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）鎌田池地区

〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）奥条地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南前谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮池一号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野末東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）大番北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野末北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東梶西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）寺領西地区

●香川県公告第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年五月二日同意した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土地改良事業名
綾上町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）俊則用水地区

〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）萩の戸農道地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）正末地区

●香川県公告第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、丸亀市が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）円座谷地区）を行うことについて平成十七年五月二日同意した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仲南町土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、土器川右岸土地改良区連合の定款の変更を平成十七年五月十二日認可した。

平成十七年六月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、宇多津土地改良区の解散を平成十七年五月十二日認可した。

平成十七年六月三日

選挙管理委員会告示

香川県知事 真鍋武紀

香川県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十七年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム一宮の里	高松市一宮町八七五	平成十七年五月二十六日

香川県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大久保隆敏後援会	大西 要	大久保徹一	三豊郡大野原町大字萩原三三二五
佐伯芳信後援会	大塚 麻雄	藤川 勝成	三豊郡大野原町大字五郷井関三八六一
高橋紀一後援会	高橋 紀一	高橋 妙子	観音寺市木之郷町一一四九
森合政義後援会	高橋 元嗣	川上 泰則	三豊郡大野原町大字花稲四六七

香川県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県支部連合会	代表者の氏名	山内 俊夫	平井 卓也
自由民主党豊浜支部	主たる事務所の所在地	三豊郡豊浜町大字和田浜一八二四一	三豊郡豊浜町乙二〇八四
	代表者の氏名	篠原 稲美	佐野 清一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
赤沢中也後援会	主たる事務所の所在地	さぬき市志度三七五七	さぬき市志度七五五一
新井哲二後援会	代表者の氏名	新井 哲二	織部 弘造
岡田好平後援会	代表者の氏名	關 昌弘	塩本 淳平
香西としゆき後援会	会計責任者の氏名	向山 鈴代	香西 鈴代
ますだ稔後援会	主たる事務所の所在地	三豊郡高瀬町大字新名二一四三	三豊郡高瀬町大字上勝間二四八五一一
松島俊雄後援会	代表者の氏名	下津 門司	高橋 昭三

●香川県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	自由民主党香川県倉庫支部
---------	--------------

二 その他の政治団体

政治団体の名称	落合隆夫後援会
	香川県防衛を支える会
	関洋三後援会

●香川県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第二項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年六月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	新井 哲二	公職の種類	丸亀市長	資金管理団体の名称	新井哲二後援会	主たる事務所の所在地	丸亀市中津町一〇八一―二	代表者の氏名	新井 哲二
------------------	-------	-------	------	-----------	---------	------------	--------------	--------	-------

平成十七年六月三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています